

中国子会社のこれからの管理 第2回

有限責任 あずさ監査法人

GJP 部 中国事業室 シニアマネジャー 増田 進

IT 監査部 マネジャー 一ノ瀬 光裕

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社

ディレクター 足立 桂輔

「中国子会社の位置付けの再検討」を迫られている状況においては、「中国子会社の現状（管理状況と問題点）を正確に把握しておくこと」が的確な経営判断のためには大切です。本稿においては、「中国子会社の設立、購買、販売、撤退」等の経営プロセスの局面ごとに、「中国の会計、税務、IT システム、リスク管理」の視点を組み合わせた整理を試み、「これからの中国子会社管理の方向性」を考えます。

7月号（KPMG Insight Vol.1/Jul 2013）では前半の「会計、税制の全体像」、「会社設立時・新規連結時」および「購買・在庫管理時」の留意点を取り上げました。本稿 9 月号では「販売・与信管理」および「資金・固定資産管理」、「工場移転・持分譲渡・撤退時」の留意点について取り上げます。

なお、文中意見に関する部分は、筆者の私見であることをお断りいたします。

（注）本稿は、2013 年 3 月より「週刊 経営税務」（税務研究会）にて全 6 回にわたり連載されていた内容を再編集したものです。



増田 進
有限責任 あずさ監査法人
GJP 部 中国事業室
シニアマネジャー



一ノ瀬 光裕
有限責任 あずさ監査法人
IT 監査部
マネジャー



足立 桂輔
KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
ディレクター

【ポイント】

- 税務上の「発票基準」を採用している場合には、期末を跨ぐ「期ズレ」の影響額を把握し、会計の売上計上基準にいかにより調整するかがポイントである。
- 売掛金の滞留について、いかに債権管理を適切に行い、会計上の手当てをするかが大切になる。
- 単なる税務対応ではなく、移転価格税制は販売政策の一環として、過少資本税制は資金調達政策の一環として捉えるべきである。
- 外貨建債権債務の相殺、立替金の決済、外貨借入制限のように、外貨管理上は制限が多く、実務上困難に直面することがある。
- 休止固定資産の扱いには日本と中国の会計と税務では違いがある。
- 工場移転時に発生する移転補償金や経済補償金につき中国独自の処理がある。
- 撤退時に留意すべき中国独自の法律上、税務上の留意点がある。

I 販売・与信管理時の留意点

1. 中国の売上計上基準

税務基準である発票基準を採用している場合に会計上の売上計上基準にいかに関調整するか、さらに与信管理と債権管理に関して説明します。

(1) 発票基準と売上計上

7月号（KPMG Insight Vol.1/Jul 2013）で使用した仕入れのケースを利用し、本稿では売上サイドであるB社の処理を検討することにします。なお、ここで使用した出庫伝票、増値税専用発票、会計伝票はいずれも理解のために簡略化し日本語訳したものです。

【ケース・スタディー1 - 売上計上 -】

中国にある日本の外商投資企業であるB有限公司（B社）は、中国企業であるA有限公司（A社）に対して、中国においてb品を販売することを決定した。2012年12月20日にb品100kgはB社の倉庫を出荷し、当日中にA社倉庫に到着した。B社が起票した出庫伝票は以下のとおりである。なお会計方針としてはB社は出荷基準を採用している。

出庫伝票 第×××番		
2012年12月20日		
送付先	品目	数量
A社	b品	100kg

2013年1月10日にA社は注文書のとおり、10,000人民元をB社に支払った。B社は同日中に入金を確認し、以下の「増値税専用発票」（以下「発票」とする）を起票しA社に送付した。

増値税専用発票 第×××番 開票日時 2013年1月10日	
購買会社：A有限公司	
貨物名b品、規格、数量100kg 金額10,000元 税率17% 税額1,700元	
販売会社：B有限公司	
開票人： 販売会社印	

2013年1月10日にB社は売上計上の会計伝票（中国語「計帳凭证」）を以下のとおり起票した。なお貸方の「未払増値税」（中国語「应交増値税—销項」）は販売時に発生する勘定科目である。増値税申告は基本的に、この売上時の貸方科目（未払増値税）から仕入時の借方科目（仮払増値税）を控除して未納分を申告納付する。

会計伝票 通貨：人民元				
2013年1月10日 第××番				
会計科目	数量	単位	借方金額	貸方金額
(現金預金)			11,700	
(売上)	100kg	100		10,000
(未払増値税)				1,700
財務主管者： 作成者： 確認者等：				

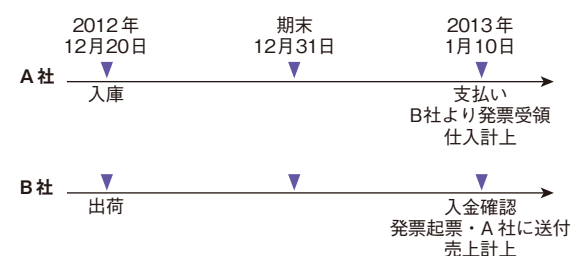
【ケース・スタディー1の検討】

ここで問題になる点は、「2012年12月20日の時点においてb品は出荷されているが売上計上をしておらず、2013年1月10日の入金確認時に発票起票し売上計上している」点です。これは「発票基準」といわれる処理です。発票基準が採用されるのは、増値税法上「掛売りの物品販売は、契約書の約定に基づく代金受領日とする。銀行委託取立方式を採用した場合の物品販売は、物品を出荷し、代金取立委託手続きを完了した日とする。直接代金受取方式を採用した物品販売の場合は、物品の出荷にかかわらず、売上代金の受領日または売上代金取立証憑を受領し、かつ貨物引渡証を購入者に渡した日とする。」（増値税暂行条例第33条）と規定されているためです。あえて簡潔に言えば「現金基準」に概ね近似する基準と言えます。また脱税防止の目的もあると言われています。

税法で規定されている以外に発票基準が実務上多く行われる理由として、納税資金負担の関係があります。すなわち増値税は、売上に係る未払増値税から仕入に係る仮払増値税を控除した残額を納税するため、これに納税資金の支払いのタイミングを合わせようとしします。特に税率が17%であれば、資金繰りに及ぼす影響も大きくなります。

このケースの場合、「2012年12月末にB社の倉庫の棚卸をする際に、現物は出荷しているにもかかわらず、会計記録上は出荷・売上計上処理をしていないので、当該b品について期末を跨ぐ期ズレ分が棚卸差異として認識されてしまう」という会計上の問題が発生します。時系列でA社とB社の関係を記載すると、図表1のとおりです。

図表1 期末日前後のA社とB社の関係



【発票基準への会計、連結、ITシステム上の対応】

発票基準から派生する会計期末を跨ぐ「期ズレ」については、

会計の立場からは現地の財務諸表レベルで修正すべきものです。すなわち、できるだけモノの動きと会計を合わせるような処理を行うべきです。売上の会計方針として「出荷（庫）基準」を採用するとした場合、出荷時点では売上サイドであるB社では發票は未起票ですが、注文書等があるので見積相当額で仮の売上計上を起票することは可能と思われます。この場合、売掛金は「見積売掛金」勘定科目（中国語「应收款款－暫估」）を使用することが考えられます。入金確認を経て、B社は發票を起票した時点で、仮の金額で計上した仕訳を取り消して、売上確定金額とこれに伴う増値税金額を計上する方法があります。このようなB社の仕訳例を示すと図表2のとおりです。

図表2 売上仮計上と確定計上の仕訳例(単位:人民元)

日時	借方	貸方
2012年12月20日 出庫・売上仮計上	(見積売掛金) 11,700	(売上) 10,000 (未払増値税) 1,700
2013年1月10日 仮計上の取消	(売上) 10,000 (未払増値税) 1,700	(見積売掛金) 11,700
2013年1月10日 發票起票・売上 確定計上	(売掛金) 11,700	(売上) 10,000 (未払増値税) 1,700
2013年1月10日 入金確認	(現金預金) 11,700	(売掛金) 11,700

会計システムの観点からは、たとえば「用友」といった中国国産のERPパッケージソフトにおいては、出荷済みで發票が未起票のもの、さらに、發票起票済みで未入金のものについて、「受注実行統計表」（中国語「订单执行统计表」）の画面で、状況を確認できる機能があります。

このような機能を活用することにより、日本の連結決算への対応上、「期ズレ」の金額を把握することもできるでしょう。ただし当該表の正確な作成については、發票の発行実績や出荷情報に係る情報が、適時かつ適切にシステムに反映されていることが前提となります。いくつかの事例においては、毎月は發票基準での処理を許容し、四半期末、少なくとも期末は、發票基準からたとえば出荷基準等の会計基準に修正するように、日本本社が指導しているケースもあります。

なお、このケースにおける増値税の申告については、2012年12月分は見積金額に基づき暫定計上した分は、「増値税納税申告表附列資料（表一）」に發票未起票の売上分につき記載する欄があるので、一旦ここに記載して、申告します。2013年1月分の申告では、先の12月の申告分を取消し、確定金額で増値税申告を行うという方法が一例として考えられます。

【發票基準と企業所得税との調整】

以上のような増値税の申告を行うと、「企業所得税の申告で調整が必要になるのでは？」との疑問が生ずるかもしれません。これには企業所得税の収益・費用の認識基準を確認する必要があります。「企業所得税法实施条例」第9条においては、「企業の課税所得額の計算は発生主義を原則とし、当期に帰属する収益及び費用は、その受け払いにかかわらず、当期の収益及び費用としなければならない」としています。

収益の認識基準については国家税務総局が2008年10月30日に公布した企業所得税の通達（国税函〔2008〕875号）が参考になります。

仕入の計上基準に関しては、企業所得税法の第8条で、「企業で実際に発生し、かつ取得した収益に関係する合理的な支出（原価、費用等）は課税所得の算定にあたり控除できる」と規定されており、前述の「企業所得税法实施条例」第9条において、費用も発生主義によるとしています。

このように、中国の企業所得税法では、実現基準や発生基準に基づく所得計算を行うことを求めているので、先の疑問においては、上記のような増値税の申告をした場合でも、企業所得税の計算上は特に申告上の調整を要しないと考えられます。

(2) 与信管理と債権管理

与信管理および債権管理のシステム上の対応、滞留債権に対する会計および税務上の規定、貸倒引当金の設定について取り上げます。

① 与信情報の管理

会計システム上の観点からは、たとえば「用友」といった中国国産のERPパッケージソフトにおいては、得意先ごとに与信額（中国語「信用額度」）を登録する画面があり、顧客の与信額や入金条件等が入力できるようになっています。この他にも、得意先ごとの与信残高の照会画面において、起票した發票日ごとに与信限度額と売掛金残高が照会できる機能があります。なお、受注金額を入力する画面である「販売受注」（中国語「销售订单」）では、あらかじめ設定した与信限度額を超過した場合は、エラーメッセージが表示され、登録できないようになっていますので、このような機能の利用を活用するのも良いと思われます。

② 債権管理

前述の「用友」においては、「売掛金滞留分析」（中国語「应收账款龄分析」）という得意先ごとの債権の回収と滞留状況を示す画面があります。ただし適切に滞留状況を明示するためには、システム上において、売上実績を適時に計上し、債権の消し込みを發票ごとに正確に行っておく必要があります。たとえば、資金繰りに窮した特定の得意先で、資金のある時払いで少額を入金してくるような場合があります。いつ時点で計上

した売掛金に対しての入金なのかを把握して、古い年度の債権から先入れ先出し的に適時に消し込みをする必要がありますが、回収予定日がはっきりしない場合、債権管理に苦労します。

「売掛金滞留分析」は不正対応にも役立ちます。すなわち長期滞留先に関しては販売担当者が責任をもって債権残高の確認と入金への催促を行う必要があり、会社経営陣はこの状況を適時にモニタリングする必要があります。この過程で営業ノルマを達成するため、もしくは粉飾するために計上した架空売上が発覚することがあります。

③貸倒引当金の設定

適切な「売掛金滞留分析」を作成することが必要です。これできていないと会計上の貸倒引当金の設定も適切にできません。滞留債権に対して貸倒引当金をどのように設定するのですが、会計基準および税務基準での規定から検討いたします。

「企業会計制度」（いわゆる2001年公布の「旧基準」）では、期末に債権の回収可能性を分析し、発生すると見込まれる貸倒損失相当額を見積り貸倒引当金として計上します。貸倒引当金の繰入率は過去の経験、債務者の財務状況およびキャッシュ・フロー等の情報に基づき評価します。回収の可能性が低いことを示す確実な証拠がある場合（たとえば、解散、破産、債務超過、深刻なキャッシュ・フローの欠乏、自然災害の発生等による生産停止で短期間に債務を返済できない等、および3年超の未収債権）を除き、貸倒引当金を全額計上することはできません（企業会計制度第53条）。100%の引当金を計上できない例として以下のような場合があります。

- ・ 当年度に発生した未収債権
- ・ 未収債権に対して再編を計画している
- ・ 関連当事者間で発生した債権
- ・ 期限が経過し回収不能であることを示す確実な証拠がない未収債権

「企業会計準則」（いわゆる2006年改正の「新基準」）では、売上債権を金融資産の一種である「貸付金及び未収債権」に分類しています（企業会計準則第22号第7条）。金融資産の評価において客観的な証拠として債務者が重大な財務的困難に陥った、支払不履行等の契約条項に違反した、債務者が倒産した等の場合（同号第41条）には貸倒引当金の設定を検討します。回収可能性の判断では見積将来キャッシュ・フロー予測の割引現在価値法を採用します。一定の条件に合致すれば減損の戻入は可能です。

「企業所得税法」では、貸倒引当金は基本的に有税引当になります。ただし、例外的に以下のような税務上の条件を具備したものは、貸倒損失として課税所得計算上控除できます（企業所得税法第8条、企業所得税法实施条例第32条参照）。

たとえば債務者が破産、閉鎖、解散、撤退を宣言した場合、法により登記が取り消されている、債務者の返済期限より3年以上超過し、かつ確実な証拠で返済不能を証明できる場合等（たとえば回収催促した交渉記録、債務者の欠損の状況、債務者の事業停止の状況等）は貸倒損失として課税所得計算上は控除できます（財税[2009]57号）。国家税務総局の2011年の第25号公告では、1件あたり5万元を超過せず、収入総額の1万分の1以下で、未回収期間が1年以上、かつ会計上貸倒損失処理済みの場合は課税所得計算上は控除可能とされています。

2. 中国の移転価格税制対応上の留意点

移転価格税制（Transfer Pricing Taxation）とは、関係会社との取引の場合に実際の取引価格が経済的に独立した企業間価格と異なる価格等で取引されることにより、たとえば中国子会社に計上されるべき企業所得が海外に移転していると見なされる場合に適用される税制です。ここで取り上げたのは、以下のような事例に遭遇するにあたり、販売管理や与信管理の一環としても移転価格税制を考慮すべきと思われるためです。

- ① 関係会社間取引が年々増加し、以下で記載する「同時文書」の作成対象になっていることに気がつかないケース。
- ② 中国子会社設立以降、企業所得税上は欠損続きで税務調査の可能性が低いと油断していた時に、移転価格税制の税務調査に入られたケース。
- ③ 関連者取引と非関連者取引が同時にあり、非関連者取引の方が大幅に儲かっている状況を放置しているケース。
- ④ コストプラス法で価格設定している場合で、何をベースとするコストに含めるか明確にしていなかった、もしくはコストベースが合理的でないケース。
- ⑤ 子会社に落とす利益率を長年にわたり見直していないケース。
- ⑥ 価格改定の頻度が低すぎ、たとえば原材料価格が大きく変動しているのに、それを反映すべき販売価格が適時に変更されていないケース。
- ⑦ 関連者取引に適用する為替レートを合理的に設定していない、たとえば長期間固定レートなどのために、どちらかに大きな損が出ているケース。

中国のすべての企業は「関連者取引年度報告表」（年度申告フォーム）を、関連者取引があった年度の翌年5月31日までに企業所得税の確定申告書とあわせて税務当局に提出しなければなりません。年度申告フォームは9つのフォーム（関連関係、関連取引総括、売買、役務、無形資産、固定資産、融資、对外投资、海外への支払い）からなります。

また「同時文書」というものがあり、納税年度の翌年の5月31日までに準備し、税務当局から要求された場合には20日以内に提出しなければなりません。同時文書は5つのカテゴリー（組織機構、生産経営状況、関連者取引に関する情報、比較性の分析、移転価格算定方法と適用）と26のサブカテゴリーからなります。同時文書は以下のいずれかの条件に合致する場

合はその作成を免除されます。

- ・ 関連者仕入および販売取引年額が2億人民元以下、かつ、その他の関連者取引年額（役務受取または支払利息等）が4千万人民元以下の場合
- ・ 事前確認対象年度である場合
- ・ 外資持分が50%未満、かつ、中国国内関連者とのみ関連者取引を行っている場合

移転価格税制については、少なくとも中国子会社が同時文書の作成対象となっていないか、関係会社間での取引価格が適正で税務当局にも説明できるものなのか等の確認を進めるべきでしょう。

Ⅱ 資金・固定資産管理時の留意点

1. 資金管理上の留意点

実務上問題になりやすい外貨決済、コミッション送金、立替金の決済、外貨借入、過少資本税制について説明します。

(1) 外貨決済と送金

① 外貨管理上の債権債務相殺と決済

具体的に以下のケースをもとに検討を進めることにします。

【ケース1 - 外貨建債権債務相殺 -】

日本本社は中国子会社にソフトウェアの開発を委託し、開発代金を米ドルで中国子会社に支払う契約を締結している。一方、中国子会社はソフトウェアの販売を行うと共に、日本本社に販売代金の一部をロイヤリティとして人民元で支払う契約の締結を準備中である。このケースにおいて、外貨管理上、米ドルと人民元の債権債務の相殺は可能なかが問題になる。

まず異なる契約間で発生する債権債務の相殺が基本的に可能であるかを検討し、次に異種通貨間での相殺が可能なかを検討します。最後に参考までに同一通貨間の相殺についても触れておきます。

異なる契約間で発生する債権債務の相殺についてですが、異なる契約上の金額を相殺することは外貨管理上においては難しいと思われます。ロイヤリティ契約については契約書ならびにその関連資料を中国の商務主管部門（対外経済貿易部門）に提出し、許可を受け、「登記証」を取得することが必要であり、この登記証を銀行に提示して初めて対外送金が認められます。このロイヤリティ契約とソフトウェア契約での債権債務を相殺するのであれば、当初から両契約が連動して一体であることを当局に立証して認可してもらう必要があると考えられるからです。

異種通貨間の相殺に関しては、中国の外貨管理規定上は、

「人民元をもって収支を行うべき金員について外貨をもって収支を行うこと」が禁止されていること（外貨管理条例第40条）を考慮しますと、異種通貨間の相殺は禁止されていると解釈できます。

なお同一通貨間の相殺に関しては、現時点では明確に禁止した外貨管理上の法律は見当たりません。中国の他の制度の施行状況を勘案すると、たとえば加工貿易形態の1つである「進料加工」の取引における売上代金と仕入代金の相殺は通達（汇発〔2005〕73号）で許可されていますが、中国ではこのように容認する場合は通達等が公布されることが多いです。この反対解釈として、通達がないことをもって、同一通貨間の相殺が可能と考えるのは、制度上は難しいのではないかと思います。

② 中国子会社からのコミッション料の送金

中国子会社から日本本社に送金できずに問題となりやすいケースとして、コミッション料の送金のケースがあります。

【ケース2 - コミッション料 -】

中国子会社の販売拡大のために日本本社が中国子会社に取引先を紹介した際に、コミッション料（営業紹介手数料）を中国子会社が送金しようとして送金できない状況。

このケースにおいて中国国内の取引先でなく、中国国外の取引先を紹介する場合でないと、中国子会社からの送金は難しいようです。中国国外の取引先を紹介する場合とは、たとえば、日本本社が日本の取引先を紹介し、中国子会社からの輸出に関する売上が計上され、その輸出金額の一定率をコミッションとして徴収する場合が考えられます。

なお輸出にかかわるコミッションは、基本的に中国国内の役務提供ではないので、源泉所得税および営業税に関しては負担すべきか否かの判断が難しいところですが、実務上は納税しないと送金できない場合もあるので、管轄の税務当局ならびに金融機関への事前の確認が必要です。

③ 立替金の決済

立替金の決済が難航するケースとして、異なる状況が考えられるのでケースごとに検討いたします。

【ケース3 - 中国子会社の立替金 -】

中国子会社が日本本社の出張者の費用等を人民元で立替え（中国子会社の立替え）、中国子会社が後日、日本本社から米ドル外貨で回収しようとして銀行から引き出すことができない状況（日本本社が送金）。

これは前述の外貨管理条例第40条において、人民元で立て替え、外貨で回収する行為を禁止しているためと考えられます。さらに外貨管理局の監視も強化され、銀行には外貨管理局への報告義務を課しています。これを回避すべく、たと

例えば、立替金を役務提供の対価として回収しようとする場合には、中国子会社で増値税が課税され、日本本社では、役務提供費用に関して日本の税務上、合理的に説明できない場合は「寄付金」として認定される可能性があります。また中国子会社で売上に上乗せして立替金分を回収しようとする場合は、移転価格税制上の税務調査で問題になる可能性もあり、立替金の回収が長引くことになります。

【ケース4 —日本本社の立替金—】

日本本社が中国子会社の出張者の費用等を日本円で立替え（日本本社が立替え）、日本本社が後日、中国子会社から米ドルで回収しようとして、中国子会社から対外送金ができない状況（中国子会社が送金）。

中国の外貨管理局の見解として、立替金の対外決済を送金規制の対象としています。たとえば10万ドル以下の貿易外項目の外貨支払いは外貨指定銀行に申請し、審査を行うことになっていますが、仮に送金許可が下りた場合でも、たとえば、送金の名目として報酬費用とすれば、契約書の締結も必要になり、源泉税および営業税の納税も必要となると思われます。また、支払いの妥当性について中国での税務調査を受ける可能性もあります。

最近【ケース4】の状況に関連して、以下のケースが発生しています。

【ケース5 —出向者 PE —】

中国子会社において従事している出向者の日本払い給与について、本来中国子会社が負担すべきものであるから、出向者負担金との名目で日本本社が立替払いした分を中国子会社に請求し、中国子会社が本社の立替金を送金しようとした際に、税務当局から、出向者が日本本社の事業のために貢献しており、日本本社の源泉所得が中国で発生していると認定されて恒久的施設（PE）課税された状況。

これはいわゆる「出向者PE」と呼ばれるケースです。7月号（KPMG Insight Vol.1/Jul 2013）の「I 2.(5) PE課税」の箇所において基本的なケースを取り上げていますので、併せてご参照ください。

立替金の場合はいずれも決済が難しく長期化しやすくなります。このため逆説的ではありますが、立替金の決済は難しいということを認識し、可能な限り当初から立替金が発生しないような処理をすすめることしか根本的な解決策はないかと

思われます。

(2) 外貨借入制限

中国における外商投資企業が借入による資金調達を行う場合としては、以下の方法が考えられます。

① 日本親会社からの外貨建て借入

日本の親会社から外貨建て（人民元以外）の借入を行う際には、事前に「外債登記」という外貨管理局で行う外債債務（外貨借入）登記の手続きをして「外債債務登記証」を入手する必要があります。借入枠は基本的に「批准証書」における投資総額と登録（注冊）資本の差である「投注差」の範囲内であることが必要です。この関係は以下の図表3のとおりです。投資総額10,000から登録資本金額4,000を控除した6,000が投注差です。中長期外債累計額2,000および短期外債残高500がある場合、追加借入可能金額は3,500です。なお短期借入金については返済すれば外債借入枠が復活します。

図表3 追加借入可能額と投注差

投資総額10,000			
登録資本金額	中長期外債累計額	短期外債残高	追加借入可能金額
4,000	2,000	500	3,500

投資総額 10,000 - 登録資本金額 4,000 = 投注差 6,000

投注差は法律で規定されています。会社設立時や増資時に検討を要することになるのが図表4です（「中外合弁企業の登録資本金と投資総額の比率に関する暫定規定」（工商企字[1987]第38号を参照）。

② 日本親会社からの人民元建て借入

先の①のケースでは、米ドル等の外貨の場合でしたが、人民元建て借入については、日本等の海外からの借入であれば、外貨建て借入額との合計額が投注差となり、外債登記が必要になります。この場合は短期の借入を返済しても借入枠は復活しません。中国における持株会社あるいは総括会社である「投資性公司」の場合は投注差とは異なる規定がありますが、ここでは省略いたします。

図表4 —登録(注冊)資本と投資総額の関係—

投資総額	登録(注冊)資本金割合	最低登録(注冊)資本金額
300 万米ドル以下	投資総額の 70%以上	—
300 万米ドル超～1,000 万米ドル以下	投資総額の 50%以上	210 万米ドル
1,000 万米ドル超～3,000 万米ドル以下	投資総額の 40%以上	500 万米ドル
3,000 万米ドル超	投資総額の 3 分の 1 以上	1,200 万米ドル

③ 中国国内の外資銀行からの外貨借入

国内の外資銀行からの外貨借入は「国内外資銀行の対外債務管理弁法」（国家発展改革委員会、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会令第9号による公布）により外債登記の対象外になっています。

④ 日本親会社保証に基づく中国国内の金融機関からの人民元建て借入

親会社保証に基づく中国国内の金融機関からの人民元建て借入の場合は、外債登記は不要です。ただし子会社が返済不能となり、日本の親会社が保証を履行する場合には、履行可能額は投注差の範囲内に限定され、履行後15日以内に外債登記が必要になります。

⑤ 一般企業からの人民元建ておよび外貨の借入

中国では融資は金融行為であり、金融機関のみに認められており、一般企業が融資を行うことは禁止されています（貸付通則第61条、73条）。なお「委託貸付」という、一般的にグループ内の関係会社間で、資金余剰企業から資金不足企業へ資金を提供するものについては、銀行を経由させた間接的融資のスキームが認められております。これは人民元や外貨での場合も可能です。

以上、①から⑤までのケースを整理すると、図表5のとおりになります。実務的には地域ごとの規制もあるため、所管の外貨管理局および金融機関に確認の上、手続きを進めるべきです。

(3) 過少資本税制

「過少資本税制」とは、企業が関係者からの「債権性投資」（借入金）と「権益性投資」（払込資本）の比率である「負債資本比率」が規定された基準値を超過する利息支出については課税所得から控除できないとする税制です（特別納税調整実施弁法第85条～第91条）。この税制は通常は「移転価格税制」の一環で取り上げられることが多いですが、本稿では、資金管理の箇所で行ったのは、以下のような事例が実際に発生しており、税務調査も考慮して資金調達政策を決定しなければならないと考えたためです。

【ケース・スタディー2ー 過少資本税制ー】

2011年に陝西省国家税務局がある日本企業に税務調査に入った。この会社は、負債資本比率が高く、関連者から多額の借入金があり、親会社の連帯保証を利用して国外の銀行から多額の借入れを行っており、長期にわたり欠損状態であった。陝西省国家税務局は当該企業が過少資本を利用して租税回避を行っているとして判断した。これが中国初の過少資本調査案件として正式に立件され、2011年末に決着した移転価格調整の追徴税額は約3,000万人民币元、各種優遇税制に関係する追徴税額は約1,100万人民币元となった。

【ケース・スタディー2の検討】

上記の事例で、租税回避を行っているとして判断された理由としては、資金調達にあたり、関連者からの「債権性投資（借入金）」を高め、「権益性投資（払込資本）」を下げることで、債権性投資（借入金）に係る利息は損金算入することができるため、企業は関連者に過大な利息を支払い、利益を移転させ、意図的に課税所得額を減少させたと判断されたものと思われる。

「負債資本比率」の税務上の基準値としての目安は、金融業は5:1、その他企業は2:1です（財政部、国家税務総局「企業関連者の利息支出の税前控除基準に関する租税政策問題に関する通知」、財税[2008]121号）。この負債資本比率の基準値を超過する利息支出については課税所得から控除できません。

2. 固定資産管理上の留意点

ここでは中国で問題になりやすい休止固定資産を取り上げ、減価償却計算や減損会計について説明します。

【ケース6ー 休止固定資産ー】

中国の工場や設備保管庫に行くと生産ラインから外されて保管されている設備に出会うことがある。比較的大型の設備について、会計上、減価償却の実施状況を確認すると、残存耐用年数があるにもかかわらず減価償却を停止していることがある。財務担当者に事情を聴くと、税法の規定により減価償却を停止しているとのことで、恣意的に減価償却を停止しているわけでもなさそうである。

上記のケースを基に減価償却の開始時期と停止時期、休止固定資産の扱い、減損の兆候の検討いたします。

図表5 借入先と外債登記等の関係

	中国国内から		中国国外から	
	一般企業から	金融機関から	金融機関から	親会社から
人民元建て	禁止 委託貸付可 ⑤	外債登記不要 ④親会社保証	外債登記必要	外債登記必要 ②
外貨建て	禁止 委託貸付可 ⑤	外債登記不要 ③	外債登記必要	外債登記必要 ①

(1) 減価償却の開始時期と停止時期

固定資産の減価償却については企業所得税法实施条例第59条において、以下のように規定されています。

- ・ 定額法が原則である
- ・ 固定資産の使用開始月の翌月から減価償却費を計上しなければならない
- ・ 使用を停止した固定資産は、使用停止月の翌月から減価償却を停止しなければならない
- ・ 残存価額は固定資産の性質および使用状況に基づき合理的に確定する

最低耐用年数は企業所得税法实施条例第60条において、たとえば、建物、構築物は20年と規定されています。

固定資産の使用開始月の翌月から減価償却を計上しなければならないと税務上規定されており、実務上もこの処理を採用している会社が比較的多いと思われます。この点について日本の減価償却計算は使用開始月から償却計算を開始するので、中国の税務上の計算では1月遅れで減価償却費が計上される点が相違しています。たとえば、12月に大型の固定資産を購入し使用を開始しましたが、12月分の減価償却費が12月決算に織り込まれていない可能性がないか注意する必要があります。この場合は、12月分の減価償却費の金額的重要性にもよりますが、連結決算でこの分を織り込むことも考えられます。

(2) 休止固定資産の扱い

税法では使用停止の翌月からは当該資産に係る減価償却費については、損金算入が認められていないため、上記の休止固定資産のケースでは減価償却を停止する処理を行っていると考えられます。ただし、一般的に固定資産として使用していても年度の経過とともに劣化等が進行するため、会計上、減価償却は継続する必要があります。この点は日本の会計基準と同様です。この旨を財務担当者に伝えても税務上は有税処理になるためか、なかなか納得してもらえない場合がありますが、会計上は減価償却を計上する必要があります。数年にわたり減価償却を停止している場合には、過年度の減価償却費を含めて修正を行うと、金額的に多額になってしまう場合もあります。

(3) 減損の兆候の検討

会計上はさらに固定資産自体が「遊休や使用停止の場合、処分見込みの場合、時価を測定でき時価が簿価より大幅に下回っている場合」等の「減損の兆候」がある場合には、その「回収可能金額」を見積る必要があります。「資産の公正価値から処分費用を控除した後の金額」と「資産の見積将来キャッシュ・フローの現在価値」の高い方を「回収可能金額」とし、これが資産の帳簿金額より低い場合、減損が発生していると判断します。「回収可能金額」から資産の帳簿金額を控除して減損損

失を計算し、「資産減損引当金」を計上しなければなりません。

資産減損引当金は回収可能金額が回復した場合、「企業会計準則」では戻入れ処理はできないと規定している点（第8号第17条）は、日本の会計基準と同じです。「企業会計制度」上は、すでに計上した資産減損引当金を修正する（戻入れ）と規定されている点（第62条）で相違しています。

減損損失の借方の計上金額は、「企業会計準則」においては、利潤計算書（損益計算書）上は、営業収入から営業原価を販売費等の科目と共に控除する箇所で、「資産減損損失」という独立の科目で控除する形式となっている点に注意が必要です。「企業会計制度」上、「固定資産減損引当金繰入」の科目で「営業外支出」の箇所に計上する点で相違しています。

Ⅲ 工場移転・持分譲渡・撤退時の留意点

1. 工場移転時の留意点

中国子会社が所有する工場に対して、市の開発計画等の関係で主管の地元政府から立ち退きを命ぜられるケースが発生してきています。以下のケースを基に留意点を検討いたします。

【ケース7 工場移転】

中国の外商投資企業であるA有限公司の工場の周辺には、進出した当時には想像もしなかったマンションやスーパーマーケットが建設されるようになってきた。今年になって主管の地元政府の担当官から工場の移転を命じられた。移転に際しては地元政府の予算から移転補償金を支給することである。工場は多数の設備を保有し、土地は政府と「土地使用権」の契約を締結して使用している。地元政府は移転先として同じ省の別の工業園區を指定しているが、ここは現在の工場から車で1時間ほど離れており、中には通勤が困難となるため、これを機に退職を検討している従業員もいることがわかっている。

このケースにおいて中国の会計および税務の規定や従業員の処遇はどのように対処すれば良いのかを検討いたします。

(1) 会計上の取扱い

移転補償金についての会計上の取扱いは「企業会計制度」と「企業会計準則」で異なります。

「企業会計制度」においては、財政部が2005年に「企業が受け取る政府移転補償金に関する財務処理問題の通知」を公布しています（財企[2005]123号）。通知の主なポイントは以下のとおりです。

- ・ 企業が受け取る政府からの補助金は、一旦、「専項未払金」勘定（中国語「专项应付款」）に振り替える（筆者補足：当該勘定科目は貸方勘定の未払金的一种で暫定的に使用する）。

- ・ 固定資産の売却や廃棄損失は「固定資産清理」勘定(中国語「固定資産清理」)に振り替える。
- ・ 機械設備、運送、再据付、試運転等で発生する費用は直接「専項未払金」勘定で処理をする。
- ・ 土地使用権を失う場合は、「専項未払金」勘定で処理する。
- ・ 従業員の移転配置等の転換費用は「専項未払金」勘定で処理する。
- ・ 最終的に「専項未払金」勘定が貸方残高となる場合は「資本剰余金」に振り替える。「専項未払金」勘定が借方残となる場合は、当期損益として処理する。

「企業会計準則」においては、財政部は2009年に「企業会計準則解釈」第3号を公布し、政府の移転補償金に関する企業会計準則上の取扱いを明らかにしています(財会[2009]8号第4項)。その主なポイントは以下のとおりです。

- ・ 企業が所属する地域等の整備計画、区画建設等の公共の利益のために政府の財政予算で移転補償金が支給されて移転する場合は、「専項未払金」勘定で処理する。
- ・ 専項未払金の中で、企業が移転や再建過程で発生した固定資産や無形固定資産損失、関係する費用支出、工場停止および移転後の新規に建設される資産に対する補助金は「専項未払金」勘定から「繰延収益」に振り替え、関連する資産の耐用年数期間に均等に配分し、当期損益に計上するという「企業会計準則」第16号「政府補助金」で規定する処理を行う。
- ・ 移転補償金から繰延収益の金額を控除した残高は「資本剰余金」に振り替える(筆者補足:残高が借方残となる場合は、上記、財企[2005]123号と同様に当期損益として処理すると考える)。

(2) 税務上の取扱い

【ケース7】のように、地方政府の判断で支給した移転補償金については、国务院レベルで批准した財政資金による補助金ではないため、非課税収入(企業所得税实施条例第26条第1項)とすることは難しいと思われます。「財政性資金、行政事業性収入、政府性基金に関連する企業所得税政策の問題に関する通知」によると、財政部と国家税務総局は「企業が取得する各種の財政性資金については、国家の投資資金を使用後に返還が要求される金額以外は、企業の当期の収入とする」として基本的に課税収入となる旨を規定しています(财税[2008]151号1(1))。

(3) 従業員の処遇—経済補償金・社会保険料

【ケース7】は工場の移転に伴い、一部の従業員の通勤が物理的に困難となりますが、これが「労働契約法」で規定している労働契約の解除等に該当する場合には「労働契約法」第46条が規定する「経済補償金」を労働者に支払わなければならない可能性が高くなります。この規定をまとめると以下のとおりです。

- ・ 労働者による労働契約を解除する場合(労働契約法第38条参照)
- ・ 労働契約の労使間での合意解除の場合(同法36条参照)

- ・ 使用者による30日前までの労働契約の予告解除の場合(同法第40条参照)
- ・ 20人以上の人員削減、または20人未満であるが全従業員の10%以上を占める削減を行う場合(同法第41条参照)

労働契約の解除前には社会保険局による調査を受け、社会保険料の未払いや過少支払い等を指摘される場合もあるので留意すべきです。

それでは経済補償金を支給する場合について、以下の【ケース8】をもとに金額の試算を行います。

【ケース8 —経済補償金—】

A有限公司に勤務する中国人従業員であるA氏は、工場移転を期に労働契約の解除を2013年5月末にA有限公司に申し出た。A氏は5月末時点でA有限公司に8年5ヵ月間(2005年1月から2013年5月末)勤務している。A氏の雇用契約解除前の12ヵ月間の月平均賃金は8,000元である。同期間月平均の時間外勤務手当等は月2,000元である。A有限公司が所在する直轄市の人民政府の公布する前年度の従業員月平均賃金は7,000元である。2013年5月末時点のA氏の経済補償金の金額の見積額はいくらになるか。

【ケース8の検討】

ここで問題になるのは、A氏の勤務期間中の2007年12月以前の期間です。この期間は、「労働契約法」(2008年1月から施行)が施行前であるため、当時の「労働法」規定に準拠することになりますが、「労働法」においては経済的補償の算定方法が具体的に規定されておらず、その時の関連規定に従い実施することになります。実務上は会社が所在する地域の通達等を基に計算する場合が多いようです。このため、以下のよう計算基準値を2008年1月以前と以後の場合に分けて計算します。

A. 計算基準値

月賃金とは労働契約解除前の12ヵ月間の平均賃金です(労働契約法第3項)。

賃金 8,000 元 + 時間外勤務手当等 2,000 元 = 10,000 元

実務上は時間外勤務手当分について、労使関係での議論が起きる可能性があります。このケースでは労働契約法施行前の計算基準値も同様の計算を行うと仮定します。

B. 補償期間(2005年1月から2007年12月末)の計算

当該期間の3年は計算上、3ヵ月と換算されます。

計算基準値 10,000 元 × 3 ヵ月 = 30,000 元

旧基準および所在する地域の規定では、計算の上限金額基準はないものとします。

C. 補償期間（2008年1月から2013年5月末）の計算

当該期間における2013年1月から5月までの5ヵ月間は、「1年につき1ヵ月分の賃金として計算し、6ヵ月以上1年未満の場合は1年として計算する。6ヵ月に満たない場合は、半月分とする。」（労働契約法第47条第1項）ため、計算上0.5ヵ月と換算します。2008年1月から2012年12月末までの5年は、計算上5ヵ月と換算します。

トータル期間は5ヵ月+0.5ヵ月=5.5ヵ月となります。これにAの計算基準値を乗じます。

$$A \ 10,000 \text{ 元} \times 5.5 \text{ ヵ月} = 55,000 \text{ 元} \ (C-1)$$

直轄市の人民政府の公布する前年度の従業員月平均賃金は7,000元ですが、労働契約法では「所管の地区の前年度の従業員月平均賃金の3倍を上回る場合は、当該3倍の金額をもって経済補償金の上限金額とする」（同法第47条第2項）とあります。

$$7,000 \text{ 元} \times 3 \text{ 倍} \times 5.5 \text{ ヵ月} = 115,500 \text{ 元} \ (C-2)$$

C-1とC-2を比較し、3倍値を上回らないためC-1が上限となります。

なお、当該ケースでは該当しませんが、労働契約法上の年数の上限基準としては、「最高でも12年を超えない」とされています（同条第2項）。

D. 合計 経済補償金金額の計算

上記BとC-1の金額を合算します。

$$B \ 30,000 \text{ 元} + (C-1) \ 55,000 \text{ 元} = 85,000 \text{ 元}$$

なお、上記の計算は、労働契約法における経済補償金の計算に関する条項を理解するための試算です。所管の機関に確認する必要があります。実務上は、労働契約法を施行する前の期間についての計算や時間外労働手当等の議論も多く、労働者との交渉で法定の経済補償金以外に加算して支給する場合も多いようです。

2. 持分譲渡時の留意点

最近の中国における日系企業には、中国市場から完全撤退ではなく、中国での拠点を残しつつ、軸足を中国以外のアジア諸国に移す動きが一部にあります。会社によっては独資企業として設立した会社、中国の出資を受け入れ、合弁企業とし、将来は中国の合弁先に日本サイドの持分を譲渡していくこ

とを模索している会社もあります。ここでは合弁会社からの持分を譲渡し徐々に撤退するケースを検討します。

【ケース9 持分譲渡】

中国の外商投資企業であるB有限公司は、日本のB株式会社と中国の民間企業であるC有限公司との合弁事業として15年前に設立された。近年の人件費の高騰や中国市場の競争激化に伴い、経営は苦しく、最近では赤字決算が続いている。このためB株式会社は、B有限公司の経営からの完全撤退も視野に入れて徐々に手を引くべく、C有限公司に出資持分の一部譲渡交渉を行うことを考えている。持分譲渡にあたり顧問弁護士から入手した持分譲渡手続き一覧は以下のとおりである。

【持分譲渡手続き一覧（例）】（所要期間：概ね3ヵ月から半年）

1. 董事会による他の出資者の同意
2. 持分譲渡価格等の条件の交渉と契約書締結
3. 政府審査機関への申請
4. 外商投資企業の変更・抹消登記
5. 税務登記、税関登記、外貨登記の変更もしくは抹消申請 等

このケースにおいて留意すべき点として税務上のポイントについて見ていきます。

(1) 持分譲渡にかかわる税金

持分譲渡に際して譲渡者である日本のB株式会社は「持分譲渡所得」が発生し、企業所得税の源泉所得税の申告・納付が必要になります。持分譲渡所得は持分譲渡金額から投資簿価を控除した金額で、この所得に10%の税率を乗じて源泉所得税金額を算定します。

(2) 優遇税制の取消しから派生する税金

持分を100%譲渡するような完全撤退の場合、B有限公司は外商投資企業から中国の純粋企業である「内資企業」に法人形態が変わることになります。変更時点において、外商投資企業として享受していた、たとえば以下のような優遇税制の適用期間満了前の場合には、優遇または免除されていた税金について、税金の納付等が必要になります。このため過去の優遇税制適用に関する協定書や契約書等に関して確認しておくことが必要です。

持分譲渡の結果、外商投資企業とされる外国資本の出資割合が25%を切った時点で、過去に享受していた優遇税制の適用から外れる場合もあるので注意すべきです。

- ・「2免3減半」等のように企業所得税の課税所得が発生してから2年目まで免税、3年目から5年目までは企業所得税は半減とする優遇税制において、経営期間が10年未満の場合には税金の返還が必要になる。
- ・「輸入設備免税」は、対象設備が輸入通関から5年未満で処分される場合には課税される。
- ・「政府補助金」のように進出時等に地元政府から誘致の目的で補助金を受けている場合には補助金の返還が必要になる。

3. 撤退時の留意点

持分譲渡について相手先と合意に至らず、最終的には会社の解散・清算を検討しなければならない場合もあります。以下のケースを例に留意点を検討します。

【ケース 10 - 解散・清算-】

中国の外商投資企業である D 有限公司は、日本の D 株式会社の 100% 出資による独資企業である。D 株式会社は中国市場からの完全撤退を決定し、D 有限公司の閉鎖を検討している。顧問弁護士からは以下のような解散・清算の手続き一覧表を入手している。

【解散・清算手続き一覧(例)】(所要期間: 概ね 1 年から 2 年強)

1. 董事会での解散についての決議
2. 政府所管機関(商務局等)への解散の申請
3. 清算組(清算委員会)の工商行政管理局への届け出
4. 債権者への告知、公告、債権債務の整理
5. 資産評価、清算処理案の作成
6. 会計事務所による清算監査の実施
7. 清算組による清算所得の計算と納税
8. 税務登記、税関登記、外貨登記の抹消申請
9. 清算終了公告
10. 残余財産の分配
11. 営業ライセンス等の抹消申請等

このケースで留意すべき点としては、解散や清算にかかわる制度の整理、政府機関に申請する上での問題点、不正経理、従業員に対する処遇、税務上の問題点について説明します。

(1) 解散・清算にかかわる制度の整理

中国の「会社法」においては、会社は定款に定める解散事由が発生した時、株主総会が解散の決議をした時、合併等により解散が必要な時等、解散の事由が発生した場合には解散を行うものとしています(会社法第181条)。解散事由が生じてから15日以内に、清算組(清算委員会)を成立させ、清算を開始しなければなりません(会社法第184条)。

中国では2007年6月1日に「破産法」が施行され、外商投資企業も適用できるようになりました。ただし実務上、破産は人民法院の管理下で厳密に行う時間と労力のかかる手続きと言われており、外商投資企業が破産認定を受けた事例はまだ少ないようです。仮に中国子会社が破産の認定を受けた場合、信用低下のリスクは日本本社や同地区に進出している他の日系企業にも及ぶ可能性があることまで想定しておく必要があります。

「会社を休眠状態にしておき、営業再開の機会を探ることは可能か」との質問をいただくことがあります。「休眠化」とは、会社の経営活動を休止している状態のことです。中国の会社法においては、「会社が開業後に自ら営業を停止し連続6ヵ月以上経過した場合、登記機関は営業ライセンスを取消すこと

ができる。」(会社法第212条)とあります。このため、基本的に6ヵ月を超える休眠は禁止されております。さらに会社は毎年、工商行政管理局等による「年度検査」を受けることになっており、営業ライセンス、会計監査の状況、資本金の払い込み状況等について法律に準拠しているか否かの検査を受けることになっています。この年度検査の際に問題点を指摘され営業ライセンスを抹消される可能性もあります。以上のことから、会社の閉鎖を行うには解散・清算の制度を採用することが多いと考えられます。

(2) 政府機関に申請する上での問題点

外商投資企業の撤退は地方政府にとっては税収の減少であり、地元の雇用機会の喪失であり、当該地域の経済成長率の低下となります。このことは地元政府の行政上の評価ポイントの低下となります。このため解散の申請の窓口となる主管の商務局等の政府機関は、批准することに消極的なようです。

(3) 不正経理への対処

解散・清算に際して債権債務や資産の整理、処分を短期間で行うことになります。このプロセスの中で、滞留債権や滞留在庫、架空債権や架空在庫、過去の粉飾決算が発覚することがあります。また設備や金型、部品等の横領、不正持ち出しも発生しやすくなります。さらに資産の売却の局面では、買い取り業者と会社担当者が共謀して会社に不当に損失を負わせるような売却価格を設定し、担当者が不当な差益を享受するような事態が発生する可能性があることにも注意すべきです。

(4) 従業員に対する処遇

会社の解散・清算は、「労働契約法」によると、労働契約の解除を行い、経済補償金を支給することになる場合が多いです。また社会保険料に対する調査にも注意すべきです。この点については前述「Ⅲ1. 工場移転時の留意点」をご参照ください。

(5) 税務上等の問題点

優遇税制で規定していた期間満了前に会社の解散・清算を行う場合には、優遇税制により享受していた免税分を返還する必要があります。この点に関しては前述「Ⅲ2. (2)」を参照ください。また税務登記の抹消前に税務調査が入ることが想定されます。「税務登記」とは、会社設立時に税務機関に申請し「税務登記証」を入手する手続きです、解散の際には税務登記を抹消する手続きが必要になります(税収徴収管理法実施細則第15条)。税務上の欠損を計上している会社であっても、企業所得税以外に増値税、営業税、印紙税等に関して追徴税を要求されることがあります。移転価格税制に関する税務調査を受ける可能性もあります。

土地に関しては契約に基づき「土地所有権」を国家に返還することになりますが、工場の場合は土壤汚染等により土地の整

備が必要で予想以上にコストがかかる場合があります。解散・清算を選択する会社は本来、経営も苦しく、資金繰りの状態も良くないのですが、最終段階で想定外の支出が必要となるため、前もって、資金の手当てをしておく必要があります。

Ⅳ おわりに

KPMG Insightの7月号と9月号の2回にわたり、「中国子会社の現状を正確に把握すること」の重要性、および管理上のポイントや視点を提示し「これからの子会社管理」を検討いたしました。また、設立、購買、販売といった経営プロセスの局面において、会計・税制・IT等の視点を組み合わせて、子会社管理のノウハウの重層的な整理を試みました。本稿が読者の皆様にとって有益なものとなれば幸いです。

【バックナンバー】

「中国子会社のこれからの管理 第1回」(KPMG Insight Vol.1/July 2013)

本稿に関するご質問等は、以下の者までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あずさ監査法人
GJP 部 中国事業室
シニアマネジャー 増田 進
TEL : 03-3266-7521 (代表番号)
susumu.masuda@jp.kpmg.com

有限責任 あずさ監査法人
IT 監査部
マネジャー 一ノ瀬 光裕
TEL : 03-3548-5315 (代表番号)
mitsuhiro.ichinose@jp.kpmg.com

KPMG ビジネスアドバイザー株式会社
ディレクター 足立 桂輔
TEL : 03-3548-5305 (代表番号)
keisuke.adachi@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.or.jp



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2013 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.